

◇大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、事業所の所属を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)